

8 善監委告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定に基づき公表します。

令和8年3月18日

善通寺市監査委員 榎田 真作
善通寺市監査委員 長谷川 義仁

令和7年度定期監査の結果について（後期分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査内容

令和7年4月1日から令和7年12月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則してなされているかについて監査した。

2 監査の対象

部 名 等	課 名 等
総 務 部	秘書広報課、政策課、総務課、デジタル推進課、自治防災課
市 民 環 境 部	市民課、税務課、環境課、人権課、債権管理課
保 健 福 祉 部	保健課、社会福祉課、高齢者課
生 活 産 業 部	くらし支援課、農林課、商工観光課、営業課
都 市 整 備 部	都市計画課、建築住宅課、土木課
委 員 会 等	会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

3 監査の期間

令和8年1月27日（火）から令和8年2月10日（火）まで

4 監査の方法

今回の監査は、定期監査であるので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等に主眼を置き実施した。

なお、監査に当たっては、対象部課からそれぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、個々の出納については、毎月の例月出納検査において検査をしているので、省略した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正に行われていた。

また、比較的軽微な事項については、その都度、関係各課に注意を行い、記載を省略しているが、改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

今後とも、一層の厳正かつ適正な事務事業の執行に十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

各課共通事項

（保健課を除く、後期定期監査対象各課かい（内非該当 会計課及び議会事務局））

郵便切手類の管理について

郵便切手、郵便はがき及びレターパックについて、特に、受け入れ時に受払簿を作成していないものが散見された。

「善通寺市物品会計規則(平成9年3月31日規則第10号)」は、物品出納員は、郵便切手類について、郵便切手類出納簿を備えて、出納簿にその出納及び残高を明らかにしておかなければならないと規定している。

また、物品取扱主任は、物品出納員の指示を受け、所管物品の受払い及び保管に関する事務を取り扱うとある。

物品会計規則の規定のとおり、郵便切手類出納簿を備えて残高を明らかにし、金庫又は堅ろうな容器に格納し、特に厳重な保管の方法をとっていただきたい。

（農林課・都市計画課・建築住宅課）

行政財産に設置される電柱等の敷地使用料の歳入科目について

予算の調製の際には、歳入歳出予算科目の区分については、地方自治法施行規則

(昭和22年5月3日号外内務省令第29号)の定めのとおり行わなければならないと規定されている。

農林課においては、同課所管の公園の敷地内にある電柱等敷地使用料を第21款雑入で収入しているが、当該公園は、都市公園法(昭和31年4月20日法律第79号)に規定されている「都市公園」であるので、第14款使用料及び手数料、説明欄には「都市公園占用料」とすべきと思われる。

都市計画課においては、同課所管の公園内の電柱等敷地使用料に関しては、第14款使用料及び手数料に正しく計上しているが、説明欄には、都市公園、非都市公園の区別なく一律、電柱敷地使用料としている。都市公園にかかる使用料は、説明欄に「都市公園占用料」、非都市公園にかかる使用料は電柱敷地使用料として整理すべきと思われる。

建築住宅課においては、市営住宅跡地にある電柱の敷地使用料は、第21款雑入に予算計上している。これは、行政財産の目的外使用(善通寺市公有財産規則(平成2年12月28日規則第33号))として、第14款使用料及び手数料 第1項使用料 第6目土木使用料 第3節住宅使用料 説明欄 電柱敷地使用料とすべきと思われる。

以上、是正に向けて検討されたい。

個別事項

(秘書広報課)

出張命令簿、復命書について

出張命令及び復命に関しては、善通寺市服務規則(昭和38年12月5日規則第17号)に規定されており、出張命令簿は命令者の決裁を、復命書は命令者への提出が義務付けられている。また、善通寺市職務権限規程(平成2年12月26日規程第4号)別表で、出張者の職位によってその出張命令の決定者や、復命を受ける者を定めている。しかしながら、出張命令簿と職務権限規程別表に応じた決定者が違うなど、実際の運用が異なっていることが散見された。服務規則と職務権限規程の整合を諮られたい。

(政策課)

一時借入金について

特別会計の歳計現金に一時的に不足が生じた場合、一般会計と特別会計相互間の歳計現金の流用、すなわち、一般会計の歳計現金の繰替使用を行っても差し支えないと解されており、本市でもそのように運用している。

また、一般会計及びすべての特別会計の歳計現金に一時的に不足が生じた場合に、資金繰りとして借り入れるのが一時借入金であるが、一時借入金も歳計現金の流用

と同様に繰替使用が可能で、一時借入金利子は、借入れた会計の予算で支出するとある。

本市でも、特別会計に一時的に不足が生じたときには、一般会計で一時借入れし、一時借入金利子は一般会計の歳出予算で支出している。

前述の状況にかかわらず、一時借入金の設定のある特別会計とそうでない特別会計が混在している。予算における一時借入金の設定は一般会計だけでよいとも考えられるので、この際、検討されたい。